

ソ連における国有化の法的諸問題

直 川 誠 蔵

標題について手短かな報告を行ないたい。「ソ連における国有化」について何事かを述べる場合には、その他の社会主義諸国における国有化のあり方を常に念頭に置く必要がある。この点、われわれの研究会には、福島正夫先生はじめ、鈴木輝二（ポーランド）、酒井農史（東独）、西村幸次郎（中国）、早川弘道（ソ連）、吉田稔（キューバ）、島村博（東独）、その他の社会主義諸国の専門家が参加されて居り、多大な裨益をうけることができたことはまことに幸せなことであった。

一 社会主義革命における国有化

社会主義革命とは何か。それは資本主義制度に固有な諸矛盾の抜本的解決をはかることを目的とする社会的変革（生産関係

ソ連における国有化の法的諸問題

及権力関係の変革）である、とさし当り答えておくことにする。そこで次にそこにおける国有化の概念が問題になるが、ここではあるソ連の学者の把握を紹介しておきたい。「ナショナルイゼンツフ国有化」のもとに通常理解されているものは、私的所有のもとにある財産の、特別法にもとづいて実施される強制的収用であり、当該財産の国家的所有への転化を伴う。¹⁾問題がないわけではないが、前提的概念として一応うけ入れることが可能であろう。

さて、「政策思想としての国有化」という観点からすると、社会主義的国有化はマルクス・レーニン主義ないし科学的社会主義においてきわめて重要な柱の一つとなっていることは周知の通りであるが、以下にマルクス、エンゲルスおよびレーニンの著述のうちから若干の箇所を引用し、その内容を確認してお

きたい。

「資本独占は、それと共に開花し、そのもとで開花した生産様式の桎梏となる。生産手段の集中も労働の社会化も、それがその資本主義的な外皮とは調和できなくなる一点に到達する。資本主義的私有の最後を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」

「プロレタリアートは、ブルジョアジーからしだいにいっさいの資本をうばいとり、いっさいの生産用具を、国家、すなわち支配階級として組織されたプロレタリアートの手に集中し、生産力の量をできるかぎり急速に増大させるために、その政治的支配を利用するであらう。」

特に後者の個所には国家（社会主義国家）の果すべき役割が明瞭にのべられている。

また、レーニンからの引用としては、社会主義的国有化の必要性について述べた次の文章をあげておきたい。

「資本による労働の搾取を終らせるには一つの手段しかない。すなわち、労働用具にたいする私的所有を廃止し、すべての工場、鉱山、ならびにすべての大所有地、等々を全社会の手に引き渡して、労働者自身が舵をとる共同の社会主義的生産を営むことである。……だがそのためには、政治権力、すなわち国家統治の権力が、資本家と地主の影響下にある政

府の手から、または直接に資本家の選出代表で成りたっている政府の手から、労働者階級の手に移ることが必要である。」次に、社会主義的国有化が実現された場合、その有する国民経済上の意義は、私見によれば以下の三点において認められると思われる。

第一には、基本的生産手段が全人民、全社会のものとなるという点であって、これは生産手段の社会化の最高水準が達成されることを意味する。第二には、生産手段の私的所有制が廃止されて所有の搾取的性格がなくなる。第三には、国民経済全体の計画的運営が可能になるための条件ができる、という点である。

二 ソ連における国有化過程の法的アスペクト

はじめに、ソ連における国有化過程を簡単にあとづけておきたい。

レーニンのひきいる革命勢力が一九一七年十月二十五日に政権を奪取した翌日、「土地に関する布告」が採択された。土地というもっとも基本的な自然的所与たる生産手段、これを全人民のものにすることがまず決定されたのである。次に注目しなければならぬのは、十一月十四日の「労働者統制に関する規程」である。労働者統制とは、工業企業の国有化を完全かつ円

滑に実施するための前提条件を創り出すという機能を期待されている制度である。同月十七日には企業国有化措置の第一号としてリーキノ・マニファクチュア会社というヴラジミール県にあった軍需工場の国有化決定が出されている。⁽⁸⁾ 国有化の理由としては経営者側のロックアウト、生産サボタージュ等があげられている。十二月七日には「財産没収」という形態での国有化が宣告された最初のケースがあることに注目しなければならない。⁽⁹⁾ (ボゴスロフスキー鉱区株式会社財産の没収に関する人民委員会議布告) 没収の理由としては、先にあげた労働者統制措置の受け入れを会社側が拒否したということがあげられている。⁽¹⁰⁾

⁽¹¹⁾ 十二月十四日には一般市中銀行の全面的国有化が実施された。もともと、中央の旧国立銀行はすでに革命当日革命軍によって占拠されている。市中銀行の国有化にあたっては、小額の預金者を完全に保護する点に配慮が払われている。

これ以後十八年初頭から「商船隊」⁽¹²⁾、「すべての穀物倉庫」⁽¹³⁾等の国有化が実施され、特に五月段階から「砂糖産業」⁽¹⁴⁾、「石油産業」⁽¹⁵⁾等個々の産業部門ぐるみの組織的・包括的国有化が開始されたことが特徴的である。六月末にはいわゆる大規模工業企業に関する国有化法令が出され、⁽¹⁶⁾ 残された主要産業が一斉に国有化されにいたる。この措置についてソビエト政府はベルリンに

ソ連における国有化の法的諸問題

向けて次のように打電している。

「早くから企図されていた計画にしたがい、長期にわたった準備作業を経て、遂に六月二十八日にロシアの人民大衆が待ちのぞみ、ソビエト権力の意志と願望とに關らない諸事情

産業部門別国有化企業数 (1920年11月1日現在)

生産グループの名称	統計対象企業			
	総数	労働者数	うち国有化された企業	
			実数	%
1. 岩石、土砂、粘土の採取加工業	998	187,487	445	44.5
2. 金属加工業	1,155	243,547	582	50.4
3. 木材加工業	242	9,984	157	64.9
4. 化学工業	261	45,735	244	93.5
5. 食品・調味料加工業	2,639	161,554	1,946	73.7
6. 畜産物加工業	421	43,322	228	54.1
7. 繊維加工業	847	454,639	629	74.2
8. 製紙・印刷業	146	32,684	146	100.0
9. 鉱山・冶金業	133	91,963	127	95.5
10. その他	66	6,600	43	65.1
計	6,908	1,277,515	4,547	65.7

«Национализация промышленности в СССР», М., 1954, стр. 496 より

によってその公布が妨げられていた布告が承認された。⁽¹⁷⁾

一九二〇年十一月一日の時点で、総体としての国有化率は六五・七％に達したが(別表参照)、同月二十九日にはついに家内工業タイプの零細企業を除きすべの企業(機械動力を使用する場合)には労働者五人以上、機械動力を使用しない場合には労働者十人以上の全工業企業)に国有化措置が及ぼされ、革命の翌日からはじまったソビエトロシアにおける国有化過程がここに一応の終結をみる。

以上簡略に示した経過の中で、国有化の法的アスペクトとしてどのような面に注目しなければならないだろうか。

まず、国有化の法的主体であるが、関係法令は全ロシアソビエト大会、全ロシア中央執行委員会もしくは人民委員会議の名で、または後二者の連名で発せられているので、これらの最高国家権力機関もしくは執行機関によって代表されるソビエト共和国がその主体であるということになる。⁽¹⁹⁾

国有化の客体は、主要な生産手段一般であるが、土地、銀行、工業企業、その他運輸・通信手段などが重要な対象としてあがってきている。なお、土地の全面的国有化を宣言する国はむしろ少数派であって、古くはソ連およびモンゴル、比較的最近になってアルバニア⁽²¹⁾、ベトナム⁽²²⁾が加わった。中国も近頃都市の土地の国有化を宣言するようになった。また、工業企業の場合、

前記のように従業員労働者の数によって国有化措置の及ぼされなかったもののあることに注目される。

第三に、ソ連における国有化の法的形態として指摘したいのは、まず国有化法令の法源としての位置づけの問題であって、現行ソ連法制でいえば「法律」に相当する「布告」^{ウказ}という最高の効力を有する法源の種類が通常用いられていることである。それから法的形態の問題の中に含まれる事柄として国有化行為の法的性質および呼称の問題がある。つまり国有化にあたるロシア語は一般に「ナツィオナリザーツィア」(たとえば英語でいえば「ナショナルリゼーション」に相当する)であるが、ある特殊な場合において刑罰的もしくは懲罰的意味をこめて「没収」^{コンフィス}という呼び方で表現されることがある。また別の場合には「共和国財産への移転」、「共和国財産たることの宣言」、「ムニシパリザーツィア」、「セクヴェーリストル」などとも呼ばれている。しかしこれらの内容は「国有化」^{ナционализация}と呼ばれる場合と取扱上大差がないように見受けられる。

このことは、具体的に国有化企業の対価支払という側面(企業の国有化が有償でなされるか、無償でなされるかという問題)からみると、ソ連の場合は国有化行為の法的評価のいかんをとわずあらゆる場合において無償方式で行なわれているという特色がある。この点、東欧または中国においては、懲罰的国

有化についてはともかく、また金額の多寡はともかく、有償方式が一般の例のようである。(たとえば中国における「定息」の支払い) 関連して、ソ連では国有化企業の抱える債務は、賃金債務を除いて国家が承継しないという原則になっている。

第五に、国有化の過渡の方策として、企業の労働者統制という方式が導入されていたことをあげなければならない。これは先にもふれたように、労働者の管理能力・主体的力量を実地に養成することによって、企業国有化の前提条件を整備することを内容としていた制度である。ここで留意しなければならないのは、十月革命が成功をおさめたその当日に「ロシアの市民へ」というアピールが革命権力から出され、その中で革命の当面の目標として四つにしばってあげられた中にこの労働者統制が入っており、国有化それ自体は含まれていなかった事実である。(他の三つとしては、一、ソビエト権力の確立 二、平和の達成 三、土地問題の解決であった)「おくれた」ロシアという背景の上に、当時の革命指導者たちが示さざるをえなかった柔軟な配慮がここにはっきりとあらわれているということができるであろう。なお過渡の方策として中国や東ドイツでは、それぞれ「公私合営」または「半国家的経営」⁽²⁷⁾という方式がとられていることを想起しなければならない。

法的アスペクトの最後として、社会主義的国有化の法的効果

ソ連における国有化の法的諸問題

について述べなければならないが、それは社会主義的所有権の一種としての「国家的所有権」の成立である。この点については、ソ連における「国家的所有権」はきわめて中央集権的な色彩が濃いものであり、そのことはたとえば、生産企業に対して上部からおろされてくる計画指標の数が他の社会主義諸国に比べて比較的に多いところにもあらわれているといえる。

三 ソ連における国有化企業の法的形態

第三の柱として、ソ連において国有化された企業がどのような法的形態のもとにあるかという問題に一つを加えておきたい。これも問題としてきわめて広汎かつ奥深いものがあるので簡単に片付かないが、ここでは主として民法的通説の観点から二、三の点についてのみふれて置きたい。

第一点は、国有化企業は法人であるということである。⁽²⁸⁾ 法人のメルクマールとしては、組織的単一性、個別化された財産、民事取引への自己の名による登場、独自の財産的責任などがあるが、国有化企業はこれらのメルクマールに適合する社会的存在主体であると認定された上、さらに国家的法人のうちでも、いわゆる経済計算制^{ハズラステイ}に立つものとして独自性を認められている。

第二には、そのような経済計算制に基づく国家的法人として

の国有化企業のもつ財産権はどのような性格のものであらうかという問題がある。

先にのべたように、国有化以後のソ連においては、社会主義的所有権のうちもっとも基本的なものとして国家的所有権が成立しており、この国家的所有権レジームにおいて国家はすべての国有財産の単一かつ唯一の所有者という地位にある。⁽³¹⁾つまりこのことから導かれる帰結は、国有化された企業は決して国有財産の所有者たりえないということである。そこでソ連の現在の民法制度において、それぞれの国家的企業の有する財産法上の権能は「所有権」ではなくて「業務的管理権」⁽³²⁾（運用管理権⁽³¹⁾ともいう）であるという論理構成をとっている。

所有権と業務的管理権との異同について簡単にいえば、両者はその内容上、つまり占有・利用・処分という権能上殆ど同じといえるが、ただ国家がみずからの所有権を行使するのはちがいが、各企業がその業務的管理権を実現するに当っては各種の制限を伴うということに帰着する。制限としては、国家の経済計画を優先しなければならないことや、企業の各種のフォンドの処分についてはその定められた使途を順守しなければならないなどということがある。

第三点として、国家的所有の優先的保護の問題について関連して述べておきたい。まず、差押えは、国家的所有の、なかん

づく基本フォンドについては適用されない。但し企業の有する貨幣については適用可能となっている。⁽³³⁾また、所有権に基づく返還請求権についてはいえば、国家的所有を含む社会主義的所有全般について無制限の返還請求権が認められている。⁽³⁴⁾そしてその中でも特に国家的所有のみについて、いわゆる出訴時効が不適用になっている。⁽³⁵⁾つまり国家ないし国有化企業は、何年経っても国家的所有を訴えによってコルホーズ、労働組合、市民などから取り返すことができる制度になっており、一般に保護の手厚い社会主義的所有の中でも、国家的所有権が特別の地位に置かれているということになる。

なお、これら法的形態の諸問題は、民法のみならず、行政法や刑法の観点からも検討を要するが、ここでは以上にとどめておかなければならない。

* * *

ソ連型国有化の特色について要約を試みてみたい。第一には、中央集権的色彩がきわめて色濃いことがあげられる。また、すべて無償で、しかも国家は国有化企業の債務については面倒をみないという点にあらわれているように強権的な性格が目立つ。（もっとも、一般勤労大衆の利益を害さないための措置が併行してとられていることを見失ってはならない。）第三に、十七年から二十年という三年ほどの間に工業企業の全面的国有

化が基本的に達成されてしまったという経緯からわかるように、きわめて短期的に運ばれた事業であったことを指摘しなければならない。

さて、そういう特色をどのように理解するかという点であるが、やはりその歴史的・時代的背景を考慮しなければならぬであろう。歴史的に先例のない社会主義革命として、一国社会主義路線をとらざるをえなかったことはそれ自体重圧であった筈であるし、また革命勢力が実際に権力を樹立するにいたるといわれる白衛軍がこれに対して実力で戦いを挑み、外からも日本を含む資本主義列強の干渉軍が相呼応して攻め込むという事態になる。そのような渦中であってはさきに述べたような特色が生れ出ざるをえなかったのではないかと思われる。

このようなソ連型国有化は、それでは完全無欠なものと評価しうるかといえば、それは決してそうではない。六〇年代中ほどに経済の効率性、企業の自主性をめぐってソ連においても経済改革の試みが進出した事実が、このことを雄弁に物語っている⁽³⁹⁾。その場合、ユーゴ型のいわゆる自主管理社会主義⁽³⁷⁾、そのもとでの所有権のあり方ということがソ連型との比較において特に問題になりうるわけであって、ユーゴの憲法においては生産手段に対する所有権というものはどのような主体においても認められないということが明言されている⁽³⁸⁾。ユーゴにおけ

る社会主義建設の事業が現実には支障なく進められている否かの問題とは一応別に、今後の国有化問題について考える一つの筋道がそういうところにもあるのではないかと感想を最後に付け加えておきたい。

注(1) A. H. Юлковский, Национализация в европейских странах народной демократии, М., 1956, стр.

5.

(2) 『資本論』大月書店版、一卷二分冊、九五九ページ。

(3) 『共産党宣言』国民文庫、五四—五五ページ。

(4) エンゲルスの次の記述にも注意を払う必要がある。

「国家がじつさいに全社会の代表者としてたちあらわれる最初の行為——社会の名において生産手段を掌握すること——は、同時に国家が国家としておこなう最後の自主的な行為である。……人に対する統治にかわって、物の管理と生産過程の指揮とがあらわれる。」
『反デューリング論』(新訳研究版) 大月書店、三〇六ページ)

(5) 『レーニン 労働者統制・国有化論』国民文庫、一二二ページ。

(6) Декрет Второго Всероссийского съезда Сове-

- тов о земле, 26 октября (8 ноября) 1917 г. («Декреты советской власти» т. I, М., 1957, стр. 17)
- (7) Положение ВЦИК и СНК о рабочем контроле, 14(27) ноября 1917 г. (Там же, стр. 77)
- (8) Постановление СНК о национализации фабрики товарищества Ликинской мануфактуры, 17(30) ноября 1917 г. (Там же, стр. 105)
- (9) Декрет СНК о конфискации имущества акционерного общества Богословского горного округа, 7(20) декабря 1917 г. (Там же, стр. 186)
- (10) 上院議案の發表によつて ロシア共和國に於ける國民會議の国有化命令が轉じらるゝこと (全報イキ一社)。Хронологическое собрание законов, указов президентума Верховного Совета и постановлений правительства, М., 1959.
- (11) Декрет ВЦИК о национализации банков, 14(26) декабря 1917 г. (Там же, стр. 225)
- (12) Декрет СНК о национализации торгового флота, 23 января (5 февраля) 1918 г. (Там же, стр. 391)
- (13) Декрет СНК о национализации всех зернохранилищ, 15 февраля 1918 г. (Там же, стр. 474)
- (14) Декрет СНК о национализации сахарной промышленности, 2 мая 1918 г. (Указан. кн., т. II, стр. 216)
- (15) Декрет СНК о национализации нефтяной промышленности, 20 июня 1918 г. (Там же, стр. 459)
- (16) Декрет СНК о национализации предприятий ряда отраслей промышленности, предприятий в области железнодорожного транспорта, по местному благоустройству и паровых мельниц, 28 июня 1918 г. (Там же, стр. 498)
- (17) Радиотеграмма советскому послу в Берлине с изложением декрета от 28 июня о национализации крупной промышленности, 29 июня (Там же, стр. 519)
- (18) Постановление ВСНХ о национализации предприятий (Положение), 29 ноября 1920 г. (СУ № 93, ст. 512)
- (19) 第六次「決定」一一〇・一一・二九法令は全ロシア國民經濟會議の「決定」であるが、事態の本質は變じなう。
- (20) モンゴル人民共和國憲法(一九二四・一一・二六採択第三條(一)參照。

- (21) アルバニア人民共和国憲法(一九四六・三・一四採択) 第七條およびアルバニア人民社会主義共和国憲法(一九七六・一二・二八) 一七條参照。
- (22) ベトナム民主共和国憲法(一九五九・一二・三一採択) 第一二條およびベトナム社会主義共和国憲法(一九八〇・一二・一八採択) 第一九條参照。
- (23) 中華人民共和國憲法(一九八二・一二・四採択) 第一〇條参照。
- (24) Декрет о ликвидации обязательств государственных предприятий, 4 марта 1919 г. (Там же, стр. 461)
- (25) 参照、直川「レーニンと労働者統制」社会主義法研究 年報一号所収。
- (26) Обращение Петроградского военно-революционного комитета «К гражданам России!», 25 октября (7 ноября) 1917 г. (Указан. кн., т. I, стр. 1)
- (27) 参照、福島正夫『中国の法と政治』三版、日本評論社、一二八ページ以下。
- (28) 参照、酒井農史「東独における『半国家経営』成立小史」比較法学一六卷二号。

ソ連における国有化の法的諸問題

- (29) 社会主義的所有権の中に含まれる所有権の種類としては、ソ連現行民法によれば、国家的(全人民的)所有権のほか、コルホーズ・その他の協同組合的組織体の所有権、社会的組織体の所有権がある(民事立法の基本原則——以下、民基——二〇條)。社会主義的所有権とは別に、市民個人が所有する消費手段に対しては市民の個人的所有権が認められている(民基二五)。
- (30) 民基一一條参照。
- (31) 民基一一條一項。
- (32) 同二項。
- (33) 民基二二條四項。
- (34) 民基二八條四項。
- (35) 民基一七條。
- (36) 参照、藤田勇「ソ連における経済改革と法」社会科学 研究二五卷五号および二七卷一号。
- (37) 参照、カルデリ(山崎洋訳)『自主管理と民主主義』大月書店。
- (38) ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国憲法(一九七四・一・三一採択) 前文第三節参照。

〔本シンポジウムは、早稲田大学創立一〇〇周年記念の一環

として、昭和五十七年十二月四日に開催されたものであり、今回は当日の報告者のうち三氏の論稿を掲載した。

以上は、昭和五十～五十二年度文部省科学研究（一般研究（C）費による研究成果の一部である。』